

訪問支援のご案内

「働き方改革関連法」に関して、労働基準監督署では、中小規模事業主の皆様のご要望のもと、職員が個別に訪問して労務管理についての点検や細かなアドバイスなどに対応する「訪問支援」を実施しています。

「訪問支援」は、平成30年度から労働基準監督署で実施する制度であり、従来から労働基準監督署で行う「監督指導」とは異なるものです。

お申込については、**Web申込**、本様式でのFAX（FAX：025-288-3515）でお受けするほか、所轄の労働基準監督署でも直接、お受けいたします。

Web申込は、[こちらをクリックください](#)。

お受けしたお申込に基づき、後日、所轄の労働基準監督署の担当者より、企業の担当者あて、日程調整等のご連絡をいたします。

そのほか、ご不明の点等につきましては、各労働基準監督署、または、新潟労働局労働基準部監督課（電話：025-288-3503）にお問い合わせください。

FAX申込様式（裏面）

中小規模事業主の皆様へ
「訪問支援」のご案内

「働き方改革関連法」の成立については御存知のことと思われるが、労働基準監督署では、中小規模事業主の皆様のご要望のもと、職員が個別に訪問して労務管理についての点検や細かなアドバイスなどに対応する「訪問支援」を実施しています。

サブク協定って何？
パートさんにも年休が必要？

うちの会社の労働時間制度は
このままでいいのだろうか？

訪問支援では、労務管理についての簡単な点検を実施し、お悩みやお問い合わせ等に対応するほか、以下のような働き方関連法への対応についてもアドバイスをいたします。

トピック：「働き方関連法」が順次、施行されますー

Point 1
時間外労働の上限規制が導入されます
2019年4月1日（中小企業は2020年4月1日）から、時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

Point 2
年次有給休暇の確実な取得が必要となります
2019年4月1日から、使用者は、10日以上年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時期を指定して有給休暇を与える必要があります。

新潟労働局労働基準部監督課・各労働基準監督署
ご連絡先：新潟労働局（監督課）
電話：025-288-3503、FAX：025-288-3515

「訪問支援」は、平成30年度から労働基準監督署で実施する制度であり、従来から労働基準監督署で行う「監督指導」とは異なるものです。

お申込については、本様式でのFAX（FAX：025-288-3515）でお受けするほか、所轄の労働基準監督署でも直接、お受けいたします。

お受けしたお申込に基づき、後日、所轄の労働基準監督署の担当者より、企業の担当者あて、日程調整等のご連絡をいたします。

そのほか、ご不明の点等につきましては、各労働基準監督署、または、新潟労働局労働基準部監督課（電話：025-288-3503）にお問い合わせください。

訪問支援 FAX 申込書

新潟労働局労働基準部 平成____年____月____日
監督課あて

事業場名	
所在地	
電話番号	- -
担当者 職・氏名	
ご要望の内容	・働き方改革法の概要や対応方法を知りたい ・各種助成制度 ・36協定の締結上の留意事項 ・労務管理に関わる労働基準法全般 ・その他

FAX：025-288-3515

